

【用語】御普請―領主が費用を負担して行う土木工事 冥加―商工業者等の營業に課せられた雑税 林部善太左衛門―幕府代官 川船御役所―幕府の河川交通統制機関 極印―ここでは通船稼ぎの保証印のことと 川除―堤防を堅固にし、川底をさらうこと 松平誠丸―前橋藩主、松平典則

【解説】前橋城下を流れる利根川分流の広瀬川には、正保二年（一六四五）前橋藩主酒井家の時に河岸が開設され、元禄十五年（一七〇二）まで広瀬川分流の端氣川を経て利根川へ出る広瀬川通船が開かれていた。その後、この通船は中断していたが、宝暦期頃から再興と断絶をくり返すことになった。しかし、幕末の嘉永五年（一八五二）八月、前橋町の米穀問屋三川民平が再興願いを勘定奉行所へ提出すると、幕府はこれを受けて翌年九月、検分役人を派遣して前橋周辺の川筋の調査を行った。

この文書は、調査の結果、嘉永七年二月、幕府の勘定所において一〇年間の試し稼ぎが認められた際の請証文である。内容は、広瀬川に河岸を設け、そこから端氣川を経て利根川と合流する船路を利用し、水量が少ない時は利根川筋の大渡河岸から通船を行うというものであった。河岸は問屋の名をとって三川河岸とよばれ、岩鼻代官所へは毎年冥加金三両を納めることを記している。

なお、この嘉永期には広瀬川だけでなく、吾妻川や上利根川でも通船の請願運動がおこり、広瀬川を含めた幕府の現地調査の結果、一〇カ年の試し稼ぎが認められた。